

平成30年度
第2回 関市公共交通活性化協議会
議案書

平成30年12月26日（水）午後2時

関市役所 6階 6-2会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(平成30年12月26日出席者名簿)

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

	区 分	氏 名	所 属 及 び 職 名	代理出席者	
1	学識経験者	福 本 雅 之	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主席研究員		
2	事業者代表	林 直 樹	公益社団法人 岐阜県バス協会 専務理事		
3		武 藤 行 儀	岐阜乗合自動車(株) 専務取締役	営業管理部部長 光村 克巳	
4		上 野 義 夫	(株)ドライビングサービス 中濃営業所 所長		
5		成 田 和 夫	岐阜交通東部(株) 営業部長		
6		佐々木 綱 行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長		
7		市民・ 利用者代表	遠 藤 俊 三	関市自治会連合会 会長	
8	澤 井 基 光		関市社会福祉協議会 会長		
9	江 崎 久 夫		関市老人クラブ連合会 会長		
10	粟 倉 元 臣		関商工会議所 副会頭		
11	長 屋 利 政		関市PTA連合会 (板取小学校PTA会長)	欠席	
12	金 城 淑 子		関市女性連絡協議会 会計		
13	岐阜運輸支局	鈴木 隆 史	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官		
14	運転手組合代表	鷺 見 高 志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長		
15	岐阜県公共交通課	水 野 昭 人	岐阜県 都市建築部 公共交通課長	地域交通係長 柴田 裕子	
16	道路管理者	田 中 学	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長		
17		河 村 雅 美	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路課道路調整官		
18	関警察署	吉 田 三 紀	関警察署 交通課長		
19	関 市	中 村 繁	関市 副市長 (会長)		
20		三 尾 幸 治	関市 基盤整備部長 (幹事長)		

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

資料1 平成30年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要

資料2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価

4 報告事項

報告第1号 平成30年度関シティバスの実績について

資料3 関シティバス平成30年度運行実績一覧

報告第2号 ダイヤ変更について

報告第3号 デマンド乗合タクシー乗降所の新設について

報告第4号 次年度の施策について

5 その他

6 閉会

報告第2号

ダイヤ変更について

1 関上之保線

変更内容 平日下り（川合車庫方面）の7便目を5分遅くする。
 変更理由 長良川鉄道や岐阜関線を使って帰宅する生徒が関上之保線に円滑に乗り継いで帰宅できるようにする。

新

【関上之保線】

平日用(月曜日～金曜日)

2019年04月01日改正予定

川合車庫方面

行先	1	2	3	4	5	6	7	8
停留所名	武儀	〃	〃	〃	川合車庫	〃	〃	〃
中濃厚生病院	7:52	9:12	10:37	13:12	15:47	17:02	18:57	19:57
関市役所	7:54	9:14	10:39	13:14	15:49	17:04	18:59	19:59
わかぐさプラザ	7:55	9:15	10:40	13:15	15:50	17:05	19:00	20:00
関シテイターミナル	8:01	9:21	10:46	13:21	15:56	17:11	19:06	20:06
安桜山公園前	8:04	9:24	10:49	13:24	15:59	17:14	19:09	20:09
仲町	8:06	9:26	10:51	13:26	16:01	17:16	19:11	20:11
せき東山	8:10	9:30	10:55	13:30	16:05	17:20	19:15	20:15
岐阜医療科学大前	8:12	9:32	10:57	13:32	16:07	17:22	19:17	20:17
神野	8:22	9:42	11:07	13:42	16:17	17:32	19:27	20:27
殿村	8:31	9:51	11:16	13:51	16:26	17:41	19:36	20:36
武儀事務所	8:36	9:56	11:21	13:56	16:31	17:46	19:41	20:41
武儀生涯学習センター	8:46	10:06	11:31	14:06	16:41	17:56	19:51	20:51
武儀倉口	16:44	17:59	19:54	20:54
船山口	16:49	18:04	19:59	20:59
川合車庫	16:53	18:08	20:03	21:03

長良川鉄道
関駅 19:02 着
岐阜関線
18:55 着

旧

【関上之保線】

平日用(月曜日～金曜日)

2018年04月01日改正

川合車庫方面

行先	1	2	3	4	5	6	7	8
停留所名	武儀	〃	〃	〃	川合車庫	〃	〃	〃
中濃厚生病院	7:52	9:12	10:37	13:12	15:47	17:02	18:52	19:57
関市役所	7:54	9:14	10:39	13:14	15:49	17:04	18:54	19:59
わかぐさプラザ	7:55	9:15	10:40	13:15	15:50	17:05	18:55	20:00
関シテイターミナル	8:01	9:21	10:46	13:21	15:56	17:11	19:01	20:06
安桜山公園前	8:04	9:24	10:49	13:24	15:59	17:14	19:04	20:09
仲町	8:06	9:26	10:51	13:26	16:01	17:16	19:06	20:11
せき東山	8:10	9:30	10:55	13:30	16:05	17:20	19:10	20:15
岐阜医療科学大前	8:12	9:32	10:57	13:32	16:07	17:22	19:12	20:17
神野	8:22	9:42	11:07	13:42	16:17	17:32	19:22	20:27
殿村	8:31	9:51	11:16	13:51	16:26	17:41	19:31	20:36
武儀事務所	8:36	9:56	11:21	13:56	16:31	17:46	19:36	20:41
武儀生涯学習センター	8:46	10:06	11:31	14:06	16:41	17:56	19:46	20:51
武儀倉口	16:44	17:59	19:49	20:54
船山口	16:49	18:04	19:54	20:59
川合車庫	16:53	18:08	19:58	21:03

2 上之保・関商工線（高校直行便）

変更内容 下りの便を10分遅くする。

変更理由 新設時に関高校の部活終了時間に合わせて、現在の時刻に設定したが乗降調査の結果、部活の後片付けや帰宅準備の時間を考慮して欲しいとの多数意見があった。

新

【上之保・関商工線】

平日（月曜日～金曜日）のみ運転

2019年04月01日改正予定

川合車庫方面

行先	1
	川合車庫
停留所名	
関商工前	18:03
関高校前	18:13
関口駅前	18:14
吉野町	18:17
東町	18:18
平賀町	18:18
せき東山	18:20
岐阜医療科学大前	18:22
長峰坂	18:24
大平賀	18:26
小牧口	18:28
三羽尻	18:29
西神野	18:30
神野	18:32
下日立	18:34
上日立	18:35
高沢観音口	18:36
上野	18:38
殿村局前	18:40
殿村	18:41
上殿村	18:42
天正寺口	18:43
大門	18:44
小宮	18:45
武儀事務所	18:46
乙亀	18:49
間吹	18:50
多々羅	18:51
栗野	18:55
武儀生涯学習センター	18:56
岩	18:58
武儀倉口	18:59
一柳	19:01
下名倉	19:02
名倉	19:03
船山口	19:04
和田野	19:05
上之保小学校前	19:06
上之保川合	19:07
川合車庫	19:08

旧

【上之保・関商工線】

平日（月曜日～金曜日）のみ運転

2018年04月01日改正

川合車庫方面

行先	1
	川合車庫
停留所名	
関商工前	17:53
関高校前	18:03
関口駅前	18:04
吉野町	18:07
東町	18:08
平賀町	18:08
せき東山	18:10
岐阜医療科学大前	18:12
長峰坂	18:14
大平賀	18:16
小牧口	18:18
三羽尻	18:19
西神野	18:20
神野	18:22
下日立	18:24
上日立	18:25
高沢観音口	18:26
上野	18:28
殿村局前	18:30
殿村	18:31
上殿村	18:32
天正寺口	18:33
大門	18:34
小宮	18:35
武儀事務所	18:36
乙亀	18:39
間吹	18:40
多々羅	18:41
栗野	18:45
武儀生涯学習センター	18:46
岩	18:48
武儀倉口	18:49
一柳	18:51
下名倉	18:52
名倉	18:53
船山口	18:54
和田野	18:55
上之保小学校前	18:56
上之保川合	18:57
川合車庫	18:58

報告第3号

デマンド乗合タクシー乗降所の新設について

1 乗降所の新設

- (1) ファミリーマート関桜町店
- (2) ファミリーマート関広見インター東店
- (3) ファミリーマート関広見インター店
- (4) ファミリーマート関東福野町店
- (5) ファミリーマート関しもうち店

2 該当地区

瀬尻・広見地区、下有知地区、共通地区

3 実施日

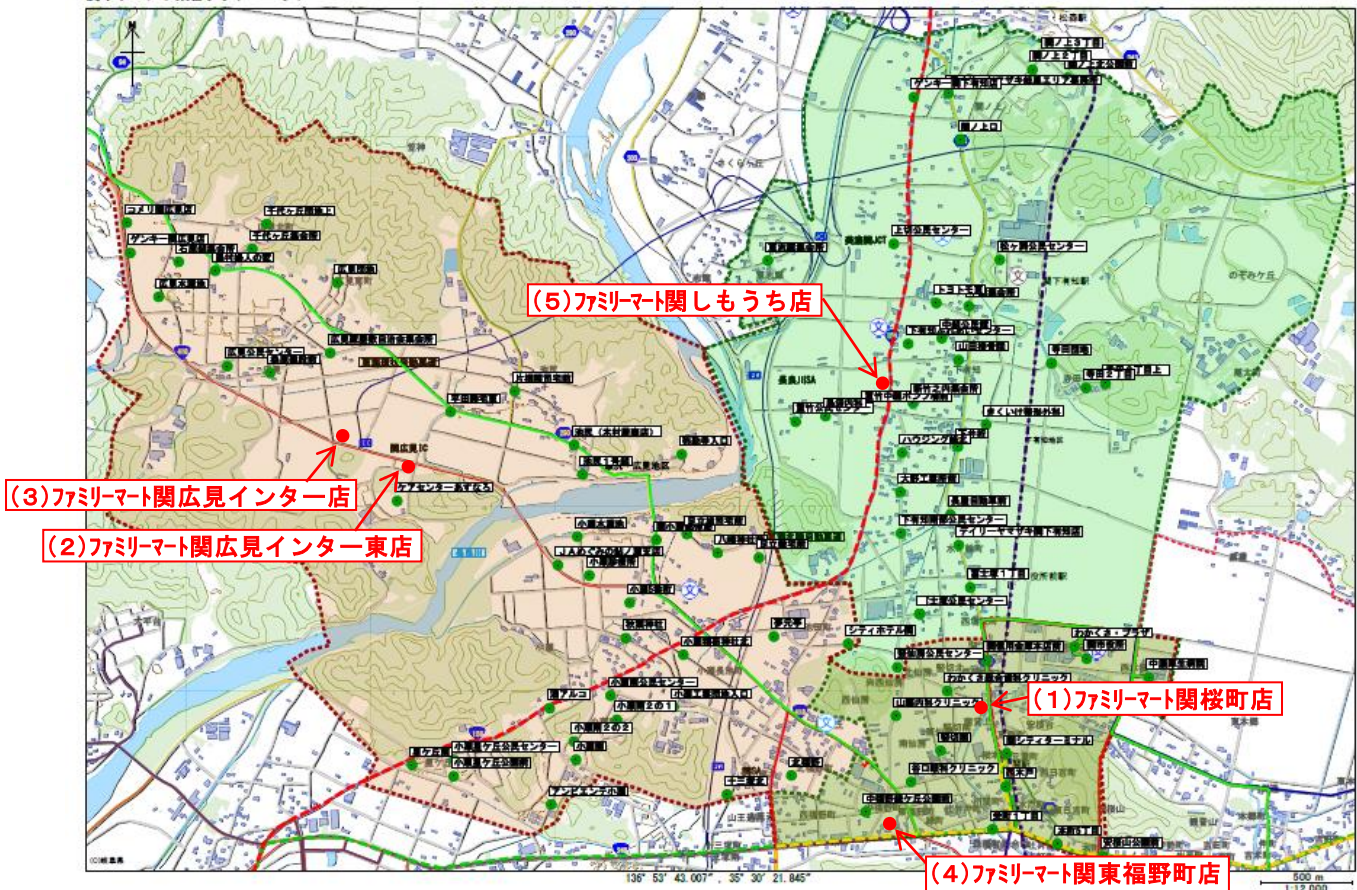
平成31年4月1日

【要旨】

株式会社ファミリーマートより公共交通の乗降場所にファミリーマートの店舗を利用してはどうかと提案があった。

利用者や運転手が待ち時間に店内を利用できることで、利便性の向上が期待できることから、乗降所の新設をするものです。

関市デマンド乗合タクシーマップ



報告第4号

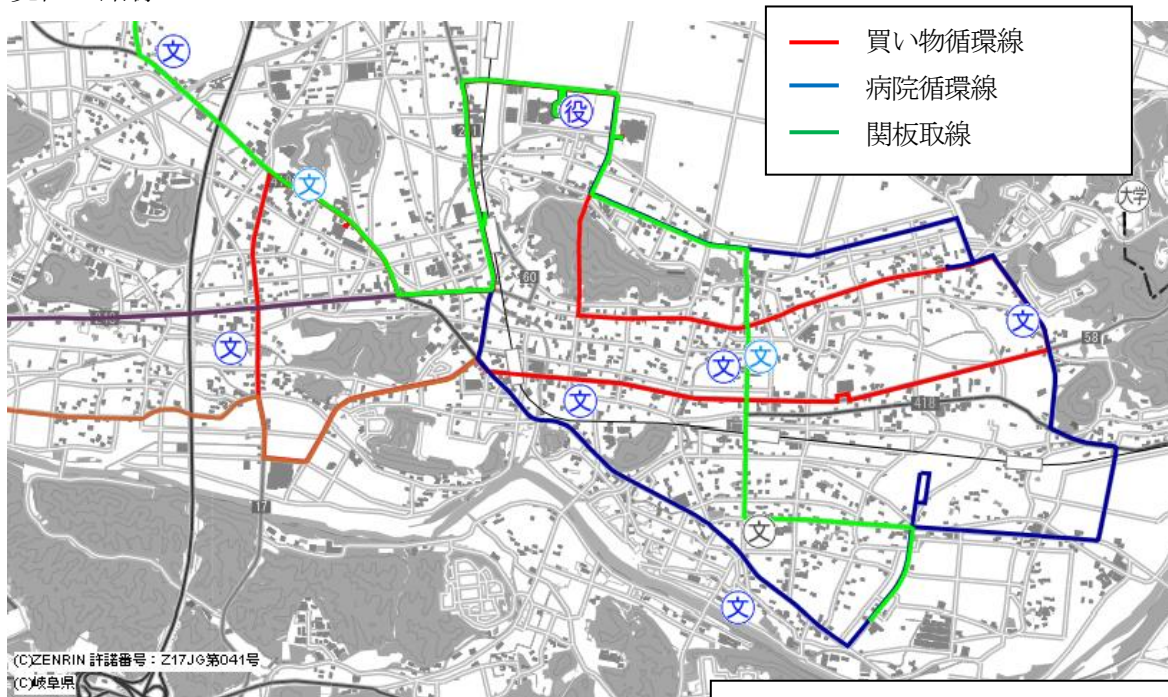
次年度の施策について

1 バス路線の再編 (計画1-2)

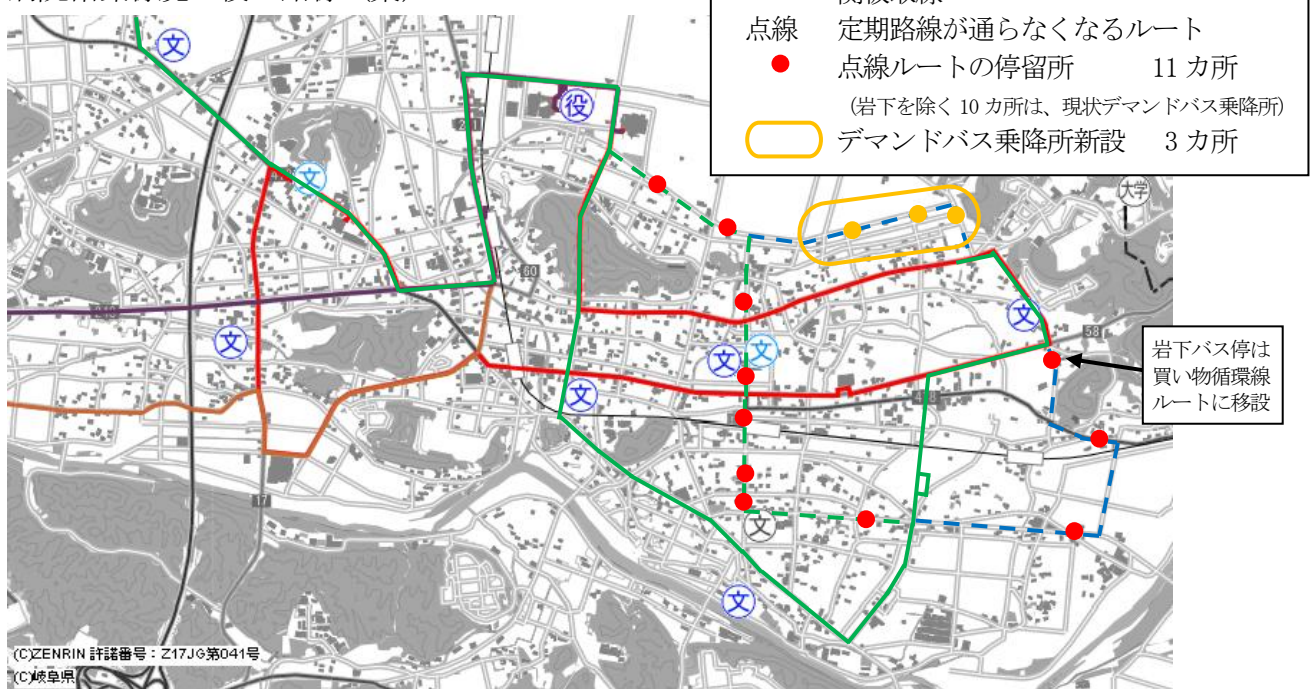
病院循環線を廃止し、廃止により通らなくなるルートを開板取線とデマンドバスが運行する。

病院循環線の廃止に伴う経費を買い物循環線に振替えることで、買い物循環線の本数を増便し、市街地における運行の強化を行う。

現在の路線

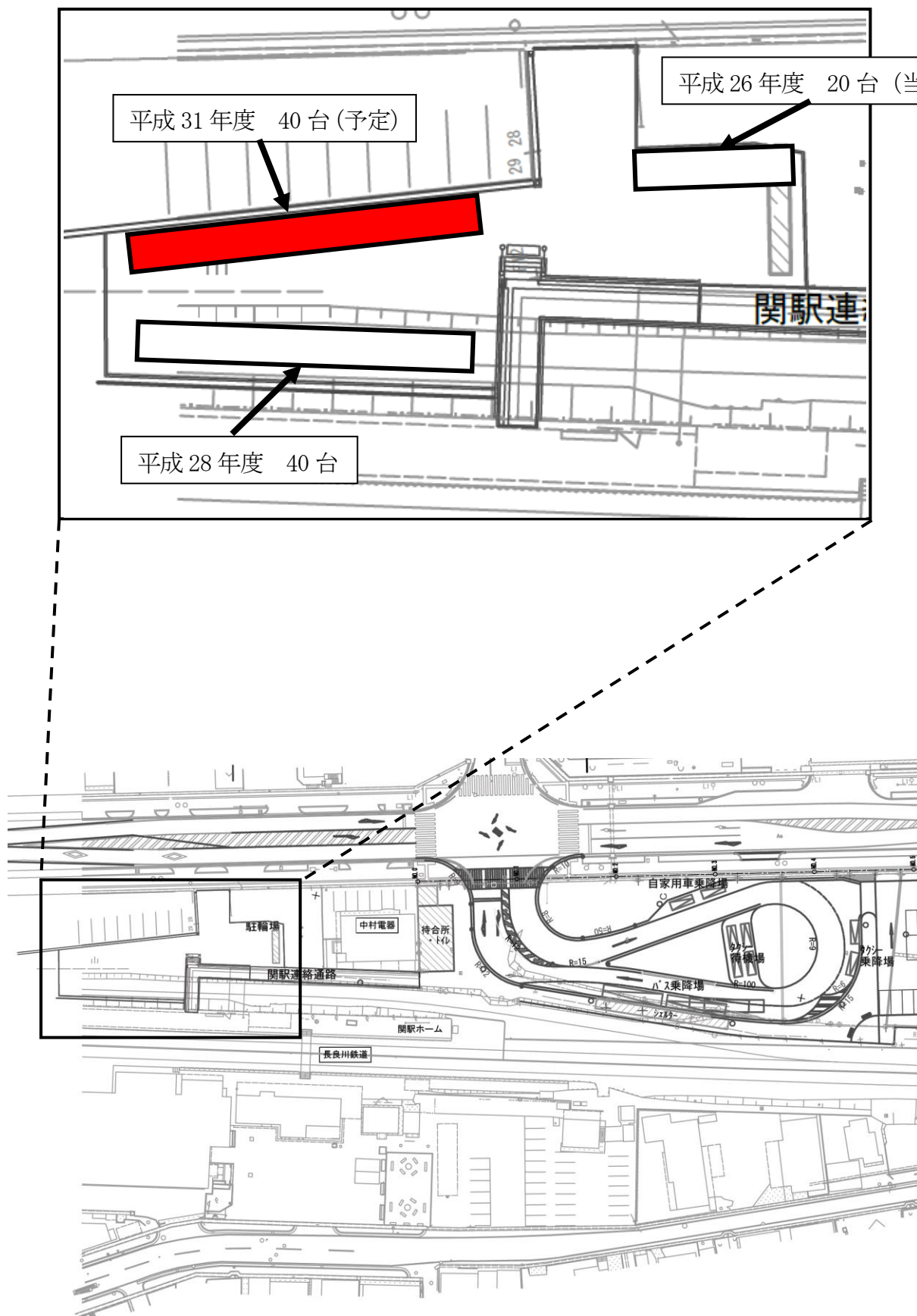


病院循環線廃止後の路線 (案)



2 交通結節点の整備・改善（計画1-3）

関シティターミナルの駐輪場を増設整備により、乗継利便性の向上を図る。



3 市内における統一的な運賃体系の構築（計画2-1）

現在、無償運行している「地域内バス」を自家用有償運送事業へ移行する。

料金は、関板取線や関上之保線のゾーン料金に準じ、1人1乗車100円としたい。

ただし、未就学児は無料、障がい者手帳等の交付者及びその付添い、小学生は半額としたい。

地域内バスの有償化を実施後、市内における運賃体系の見直しについて、交通事業者と検討・協議を行う。見直しに合わせ、路線バスと関シティバスの二重運賃解消や共通定期券の導入も検討する。

運賃表

3 買い物循環線

4 市街地病院循環線

11 わかくさ・小金田線

12 わかくさ・千疋線

区間均一
(1乗車)

1人 100円

- 未就学児の方は、付き添い(小学生以上) 1人につき、1人まで
- 障がい者手帳等の交付を受けている方及びその付き添いの方、小学生の方は

無料

半額

1 関板取線

洞戸地区				ほらどキウィ プラザ	
			洞戸観光 やな	100	200
武芸川地区			寺尾	100	200
		パロー 武芸川	100	200	200
関地区	関中央 病院前	100	200	200	300
	広見唐橋	100	200	300	300

2 関上之保線

※関商工線も関上之保線に準じる。

武儀・上之保地区				川合車庫	
			武儀生涯 学習センター	100	200
			高沢観音口	100	100
関地区		上日立	100	200	200
	関シティ ターミナル	100	200	200	200
	中濃厚生 病院	100	100	200	200

二重運賃区間

- 岐阜医療科学大（岐阜医療科学大前） ～ 関シティターミナル
 路線バス 岐阜関線 260円
 関シティバス 関上之保線 100円
- せき東山 ～ 関シティターミナル
 路線バス 倉知線 160円
 関シティバス 関上之保線 100円
- 関シティターミナル ～ 赤土坂
 路線バス 岐阜関線 160円～210円
 関シティバス わかくさ・千疋線 100円
- 小屋名 ～ 小金田
 路線バス 岐阜美濃線 160円
 関シティバス わかくさ・小金田線 100円
- 関シティターミナル ～ 小金田
 路線バス 岐阜関線 160円
 関シティバス わかくさ・小金田線 100円
- 武芸川中学校前 ～ 武芸高野
 路線バス 高美線 160円
 関シティバス 関板取線 100円

関市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第11条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、関市基盤整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月10日から施行する。

この規約は、平成30年6月28日から施行する。